

# 南遊佐小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月制定

## 1. はじめに

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

この法律において「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（なお、起こった場所は学校の内外を問わない）

### (2) いじめの態様（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
- ⑨ その他

### (3) いじめ防止のための基本姿勢

- ① 「いじめの定義」、「いじめの態様」の共通認識をしっかりと行い、いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえて、関係者が一体となり継続的に取り組む。
- ② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。
- ⑥ 保護者や地域、関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

## 2. いじめ防止のための取組

### (1) 教職員による指導について

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめを見て見ぬふりすることもいじめを助長することにつながる」ということを、様々な場面で児童に示し、いじめに対する理解を進める。
- ② 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教

育を推進する。そのために、地域教材の作成や地域の方をゲストティーチャーに迎える取組を行う。また、年3回行われる授業参観の中で、最低1回道徳の授業を公開し、道徳教育について保護者に理解を深めてもらう。

- ③ 教員等の資質能力向上，特に担任力の向上を図るために，いじめについて確実に解消していくための指導の在り方や，いじめの未然防止に向けた学級経営等について校内外における研修機会等を設定する。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないように，指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤ 児童や保護者からの訴えには，親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ⑥ ネット上のいじめの未然防止のため，各教科等の指導の中で，低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱うとともに，教員がインターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し，情報モラルに関する指導力の向上を図る。

## (2) 児童に培う力とその取組

- ① 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加，活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うように，児童集会など異学年交流の場を多く設定する。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や読書活動・体験活動などの推進により，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ，社会性，規範意識などを育てるため，自然体験活動や集団宿泊体験など様々な体験活動を行う。

## (3) いじめ防止のための組織と具体的な取組

### ① 子どもを語る会

- ・ 節に1回全教職員で問題傾向を有する児童について，現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

### ② 生徒指導委員会

- ・ 子どもを語る会で出された児童やいじめ等生徒指導が必要な児童が発生した場合に，生徒指導主任が「生徒指導委員会」を招集し，問題状況を把握した上で，具体的な対応について検討する。
- ・ メンバーは下記の通りとする。  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当学級担任

### ③ いじめ防止委員会

- ・ 生徒指導委員会や教育相談委員会でいじめ防止に関する措置を実効的に行う必要が認識された場合は「いじめ防止委員会」を設置し，必要に応じて委員会を開催する。
- ・ メンバーは下記の通りとする。  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当学級担任  
PTA代表（PTA会長）・学校評議員代表・学校医・地区民生委員・警察関係者
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成，実行，検証，修正を行う。また，いじめの相談，通報の窓口として対応する。

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。もし、いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者への連携等の組織的対応を行う。

#### (4) 児童の主体的な取組

- ① 帰りの会等で一日を振り返り、学校生活の中の良い点や問題点を見つける力をつけ、自分の生活の改善や、学級・学校集団を向上させるための手立てを考える。
- ② 年2回のマイ夢子ども議会や月1回の学級での話し合い活動を行い、自分たちで問題点を出して、解決のための手立てを考える。
- ③ 友だちの名前を呼び捨てにしない、「くん」「さん」をつけて呼び合う、悪口を言わない等、児童会の取組として行い、お互いを尊重し合う環境をつくる。

#### (5) 家庭・地域の連携

- ① 家庭での子どもの様子が気になりなことがあったときは、早急に学校に相談することの大切さを伝え、理解を求める。
- ② いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡し、家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。
- ③ PTA組織を活かして、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。
- ④ 家庭や地域における様々な交流活動や子ども見守り活動等を通じ、「いのちの教育」を推進する。
- ⑤ 保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携して「ネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求める。
- ⑥ PTAにおいて、「ネット上のいじめ」に関する研修会を行ったり、学年懇談会において話題にしたり、広報紙により啓発する活動を通じて、未然防止に向けた活動を推進する。

### 3. 早期発見の在り方

#### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、児童の小さい変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ、気づいたことを共有できる「いじめ情報ネットワーク」の構築を行う。
- ② 毎週月曜日の打合せ後、教職員用の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、気になる子について共通理解する時間を設ける。
- ③ おかしいと感じた児童がいる場合には、子どもを語る会の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。具体的な対応が必要と判断された場合は、生徒指導委員会を開催し、対応について検討する。
- ④ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任や学年ブロックで教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

## (2) 相談窓口などの組織対応

- ① 放課後に担任と個別に相談する「教育相談週間」を年2回行うことで、担任とのかかわりや信頼をさらに深め、何でも相談できる関係をつくる。
- ② 「心のアンケート」を年3回行い、児童の心の状態を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。また、アンケートの結果は生徒指導主任がまとめ、管理職に提出し、その後全教職員に回覧することで、問題を共有する。
- ③ 「相談ボックス」を常設し、児童がいつでも気軽に悩みを相談でき、該当教職員が素早く対応できるように努める。

## (3) 地域や家庭との連携について

- ① 日常的に子どもと積極的に話をするよう依頼し、服装の汚れやけがをしていないか、子どもの持ち物の紛失や増加をチェックしてもらい、いじめを受けている兆候が見られる場合には、学校に連絡してもらえよう協力を願います。
- ② 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけや、近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校への連絡を依頼する。
- ③ 学校から定期的に校内のいじめに関する情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用チェックリストを配布し活用してもらおう。また、6月と11月にいじめに関する保護者アンケートを実施することで、いじめの早期発見に向けたネットワーク作りを行う。

## 4. いじめに対する措置

### (1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ② 本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害を的確に把握し、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡を行う。
- ③ いじめ問題の対応については、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

### (2) 被害者を守る姿勢・加害者への指導

- ① いじめられている児童にも責任があるという考え方でなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ② 休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど、被害が継続しない体制をつくる。
- ③ いじめた児童についても、事実関係の聴取を行い、事実を確認した場合は「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめを阻止するとともに自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

### (3) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人）と連携し、

いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

② いじめられた児童が安心して学習や活動に取り組めるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

③ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者など外部専門家の協力を得る。

#### (4) 被害・加害児童の保護者に対する対応

① 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、児童の安全を確保する。

② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言する。

#### (5) 集団へのはたらきかけ

① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

② はやしたてるなど同調することは、いじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

③ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

#### (6) ネットいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

② 情報モラル教育を道德の時間を中心に進めるとともに、保護者においても研修会を開催したり資料を提示したりして理解を求める。

## 5. 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置と調査の実施

#### ① 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき（児童が自殺を企画した場合等）
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合等）
- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、重大事態が発生した場合と同様に報告・調査等にあたる。

#### ② 調査の主体及び組織

##### ア 学校が調査主体になる場合

- ・ 「いじめ防止委員会」に、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

- ・ 重大事態への対処及び同種の事態発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、市教育委員会へ人的措置の支援を依頼する。

イ 市教育委員会が調査主体になる場合

- ・ 弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り，調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 調査の実施

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・ いじめられた児童に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 自殺事案の調査については，「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺防止に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(2) 重大事態の報告

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対して，責任をもって事実関係等や再発防止策について，適時・適切な方法で説明を行う。なお，他の児童のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。
- ② 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては，いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- ③ 希望に応じて，いじめを受けた児童及びその保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- ④ 学校は酒田市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

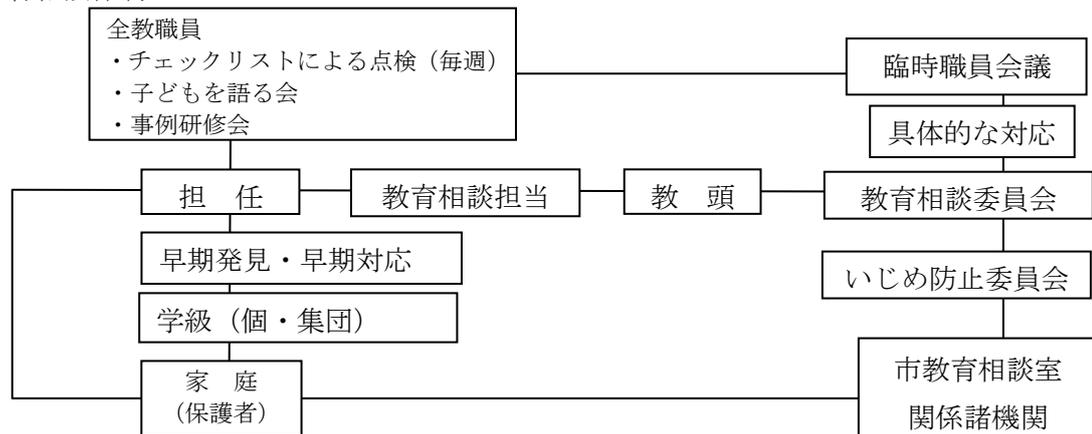
(3) 外部機関との連携

- ・ 弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者との連携を平素から図る。

6. 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

① 教育相談体制



## ② 活動計画

実施月	6月	7月	9月	11月	1月
取り組む内容	教育相談週間 いじめ発見 調査アンケート ・子ども ・保護者	心のアンケート	心のアンケート	教育相談週間 いじめ発見 調査アンケート ・子ども ・保護者	心のアンケート

### ア 心のアンケート

- ・アンケートを実施することで、児童の心の状態を把握し、児童理解に役立てていくとともに、児童一人一人が明るい気持ちで生活できるようにする。
- ・実施時期は年2回行う。
- ・担任が学級で説明した後に、全員に書かせる。ポストは相談日当日、高学年トイレ前の教材の置き場に担当が準備し、各担任が教室等に運ぶ。相談希望のあった先生に連絡し、日程を調整し、児童に相談日を連絡する。
- ・相談後、アンケートの結果は生徒指導主任がまとめ、管理職に提出し、その後全教職員に回覧することで、問題を共有する。

### イ 教育相談週間「先生、ちょっと聞いて・・・」

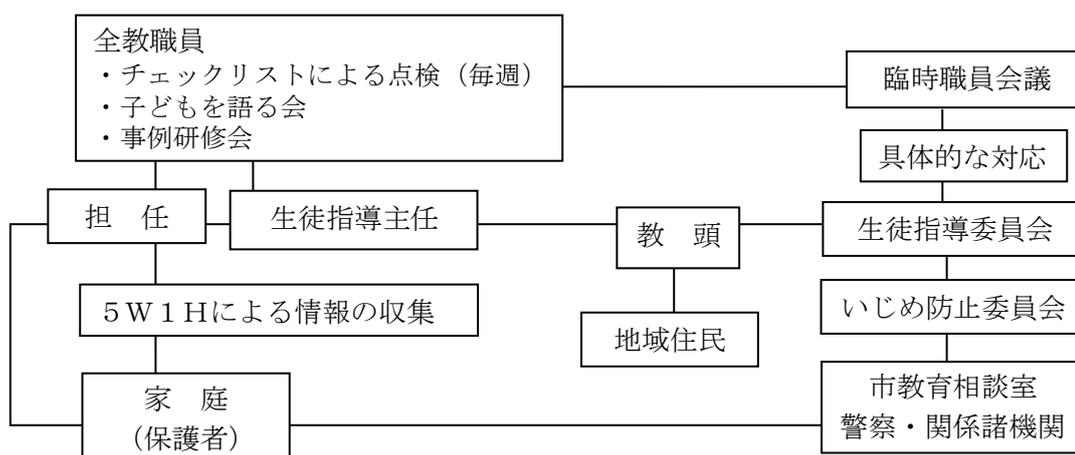
- ・個別に相談する機会を設けることで、担任との関わりや信頼を更に深め、児童一人一人が明るい気持ちで生活できるようにする。
- ・実施時期は年2回行う。
- ・担任が学級で説明した後、全員に書かせる。悩み事がない場合は、今頑張っていることなどを書かせ、担任が全員と面談を行う。
- ・相談週間の前週にアンケートを書かせるが、その際、いじめ発見調査アンケートも一緒に書かせることで、いじめ問題の実態把握に努める。

### ウ 相談ボックスの常設

- ・相談ボックスを常設することで、児童が、いつでも気軽に悩みを相談でき、該当職員が素早く対応することができるようにする。
- ・ホールに相談ボックスを置き、担当が、毎日放課後に中味を確認する。相談事があった場合は、該当職員、担任と相談の日時を決め、児童と相談する。相談後、結果を担当に報告する。その後、担当が担任、教頭に報告する。

## (2) 生徒指導体制と活動計画

### ① 生徒指導体制



## ② 活動計画

ア 児童理解のための研修会（毎節職員会議冒頭「子どもを語る会」）

- ・ 児童の問題行動や不適応状況，気になる点などについて情報交換し合い，指導等の対応について共通理解を図る。
- ・ 児童のがんばりや善行等について情報交換し合い，学級活動等に生かす。

イ 全校朝会での賞賛

- ・ 児童の頑張っている姿を全校朝会の場で教職員が紹介し，全児童が意欲的に活動しようとする気持を高める。
- ・ 紹介の様子を掲示板に掲示し，日常的な意識づけを図る。

## 7. 校内研修

### (1) いじめの理解，組織的な対応，指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① 全ての教職員の共通認識を図るため，年度始の職員会議で，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ② 学区中学校の生徒指導主事または教育相談担当者，スクールカウンセラーを招聘しての校内事例研修会を年に1回は行う。

## 8. 学校評価と教員評価

### (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ① 学校評価において，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，いじめの実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，その結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ② 12月の反省職員会議において，いじめ防止対策に係る取組「点検表」について全職員で話し合いPDCAサイクルで，次年度への改善に取り組む。
- ③ 教員評価において，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日頃からの児童理解，未然防止，早期発見，いじめが発生した際の，問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価する。

### (2) 地域や家庭との連携

- ① 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで，地域や家庭に対して，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校通信，学校ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ② 学校，PTA，地域の関係団体等がいじめの問題について「PTA総務委員会」や「マイ夢の里を語る会」などで協議する機会を設ける。

## 9. その他

### (1) 児童生徒とのふれあい

- ・ 教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整える。

## (2) 校務の効率化

- ・ 教職員が児童と向き合う時間を確保するために、事務の効率化を図るために、校内ネットワークの Sky School を活用した事務作業の軽減や通信箋システムの導入、会計事務への主事の協力など行う。